

市立幼稚園の現状ならびに
今後のあり方検討における視点について



議題 1 市立幼稚園の現状等について

- I. 市立幼稚園の概要
- II. これまでの計画・再編等
- III. 役割に基づく取組状況



I. 市立幼稚園の概要



市立幼稚園の設置状況

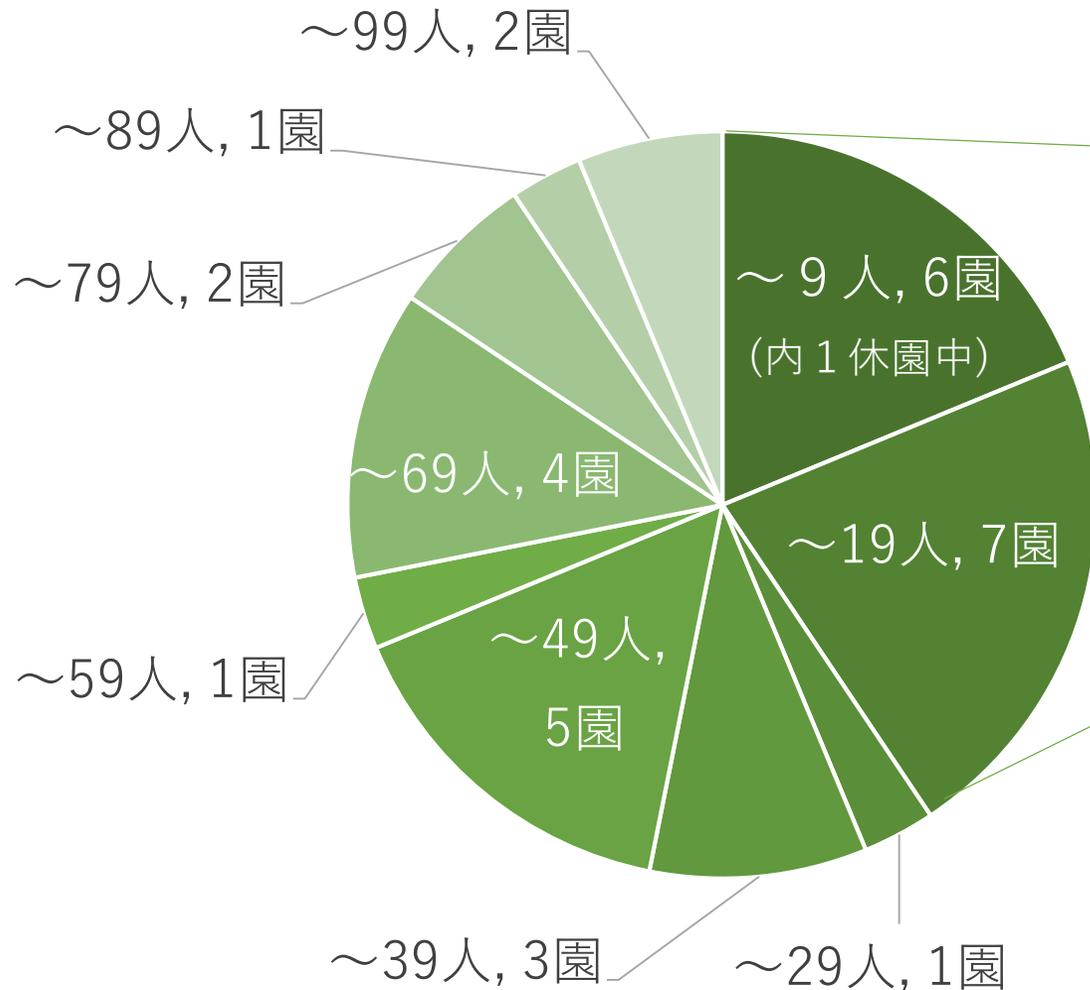
園数・在籍児数（令和4年5月1日現在）

	園数	園児数
東灘区	3	227
灘区	2	51
中央区	3	224
兵庫区	1	92
北区（本区）	2	21
北区（北神）	7(うち休園 1)	120
長田区	1	5
須磨区	1	41
垂水区	3	117
西区	9	281
計	32(うち休園 1)	1,179

市立幼稚園の配置状況



市立幼稚園の園児数状況



園児数が
19人以下の園 13園

北区(本区・北神)
6園(休園1含む)
西区 5園
灘区 1園
長田区 1園

市立幼稚園の教職員の配置状況

(令和4年5月1日現在)

任用形態 職種区分	正規	再任用	臨時 (任期付含む)	会計年度 任用職員
園長	19*	5		
教諭・講師	63	1	54	32
養護教諭	10	1	18	
合計	92	7	72	32

*ほか、小学校長が園長を兼務する園が7園

※産育休者等、通級指導担当教員、インクルーシブ教育推進相談員は除く

他 管理員（再任用等）、預かり保育指導員（会計年度任用職員）
特別支援教育支援員（有償ボランティア）等

市立幼稚園の運営概要

- ◆入園対象 4歳児クラスより（2年保育）
※3歳児クラスより（3年保育） 9園で受け入れ

- ◆保育時間（月・火・木・金：14時降園 / 水：12時降園）

	8:30	9:00		10:20		12:00	12:45		14:00		16:30
14時降園 (弁当あり)	預かり保育 (希望者)	登園	好きな遊び	クラスの活動	降園	弁当	好きな遊び	降園	預かり保育 (希望者)		
12時降園 (弁当なし)						預かり保育 (希望者)					
						12:00					16:30

- ◆保育料 無償（幼児教育の無償化による）
- ◆諸費 月額2,000～3,000円程度（教材費、園外保育費 等／10か月）
入園時5,000～10,000円程度（体操服、道具類 等）

※給食 無し（弁当持参）

※送迎バス 無し（一部の園に停車スペース有り）

◆預かり保育

		時 間	利用料(1回)
保育時間前		8:30～9:00	50円
保育時間後	14時降園	14:00～16:30	300円
	12時降園	12:00～16:30	500円
長期休業中		8:30～16:30	900円

(子育ての支援)

◆みんなの幼稚園

月2～4回、未就園児家庭を対象とした親子参加の保育を実施

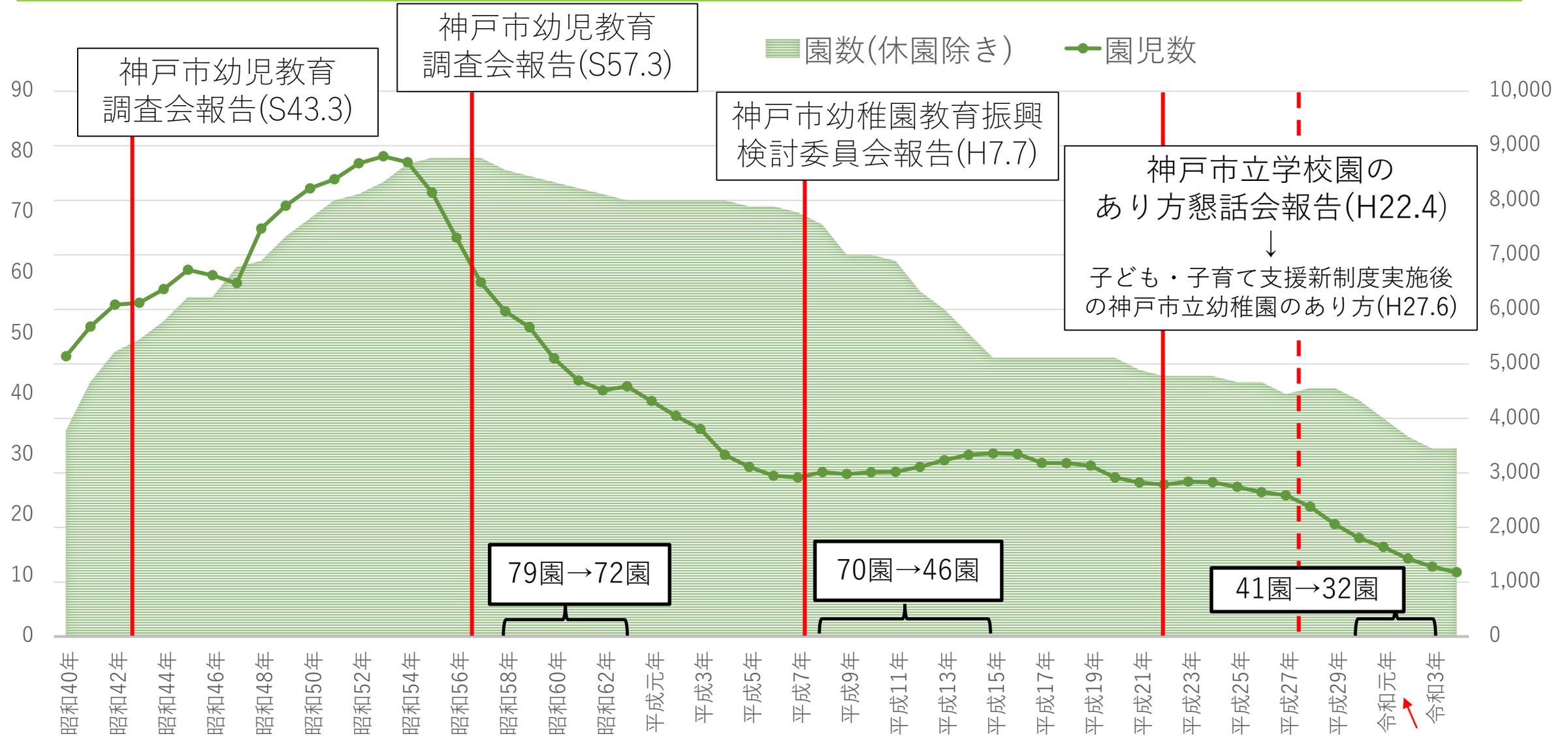
※そのほか

学校施設開放としての「幼児のひろば」、保護者の子育てサークル活動あり

Ⅱ. これまでの計画・再編等



市立幼稚園の園数・園児数の推移



子ども・子育て支援新制度開始(H27.4) 幼児教育無償化(R1.10)

市立幼稚園のあり方に関するこれまでの審議会報告など

1 神戸市幼児教育調査会報告（S43.3）

- ① 5歳児全員就園（市立幼稚園での1年保育）
- ② 園区の設定
- ③ 公私格差の是正（就園奨励助成金の創設）

2 神戸市幼児教育調査会報告（S57.3）

- ① 2年保育は主として私立幼稚園にゆだねる
- ② 過疎幼稚園の整理統合
- ③ 園区の見直し



3 神戸市幼稚園教育振興検討委員会報告（H7.7）

①市立幼稚園のあり方・役割

- ・ 4歳児全員就園のため2年保育の実施

②2年保育実施のための環境整備

- ・ 4歳児定員の設定
- ・ 市立幼稚園の統廃合
- ・ 園区制度の見直し
- ・ 就園奨励助成金の引き上げ
- ・ 私学助成の充実 等



4 神戸市立学校園のあり方懇話会報告 (H22.4)

- ①地域の幼児教育のセンター機能
- ②統合保育
- ③3歳児保育の研究実施
- ④園区制度の見直し
- ⑤幼保小の連携推進
- ⑥幼稚園教育の中長期的な取り組み
 - ・統廃合による適正規模での教育の実施
 - ・保育所への機能転換、幼保連携による空き教室の有効利用

⇒ 子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方(H27.6)

①市立幼稚園の役割

- ・幼児期における特別支援教育の充実
- ・西北神等での就園の確保
- ・質の高い幼児期の教育の実践及び発信

②市立幼稚園の再編

- ・市街地において適正規模に向けての統廃合、3歳児保育実施園の一部拡大

第3期神戸市教育振興基本計画

明日につなげる新・こうべ教育プラン（令和2～5年度）

重点事業5 人格形成の基礎となる幼児教育の質の向上

遊びや生活という直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、生きる力の基礎を培う幼児教育を推進します

■取組の方向性

- ◎公・私立の幼稚園・認定こども園・保育所（公私幼保）によって進められている神戸全体の幼児教育の質の向上に、市立幼稚園として実践・研究等を通して寄与します。
- ◎公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携・接続を推進します。

■主な取組

- ① 幼稚園教育要領に基づく教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信
- ② 公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携、接続の推進
- ③ 幼児期における特別支援教育の充実
- ④ 市立幼稚園における幼児教育のあり方検討
- ⑤ 認定こども園の増加等を踏まえた幼児教育の質充実の推進

Ⅲ. 役割に基づく取組状況



「子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方」における市立幼稚園の役割

1 幼児期における特別支援教育の充実

- (ア) 通級指導教室との連携などによるインクルーシブ教育システムの構築
- (イ) 家庭や医療・福祉などの関係機関、小学校や特別支援学校などと計画的・組織的な連携のための研究事業の実施及び報告
- (ウ) 特別支援教育の専門性を高めるための、公私幼保の教職員研修の充実

2 西北神等（私立幼稚園では経営の成り立たない地域）での就園の確保

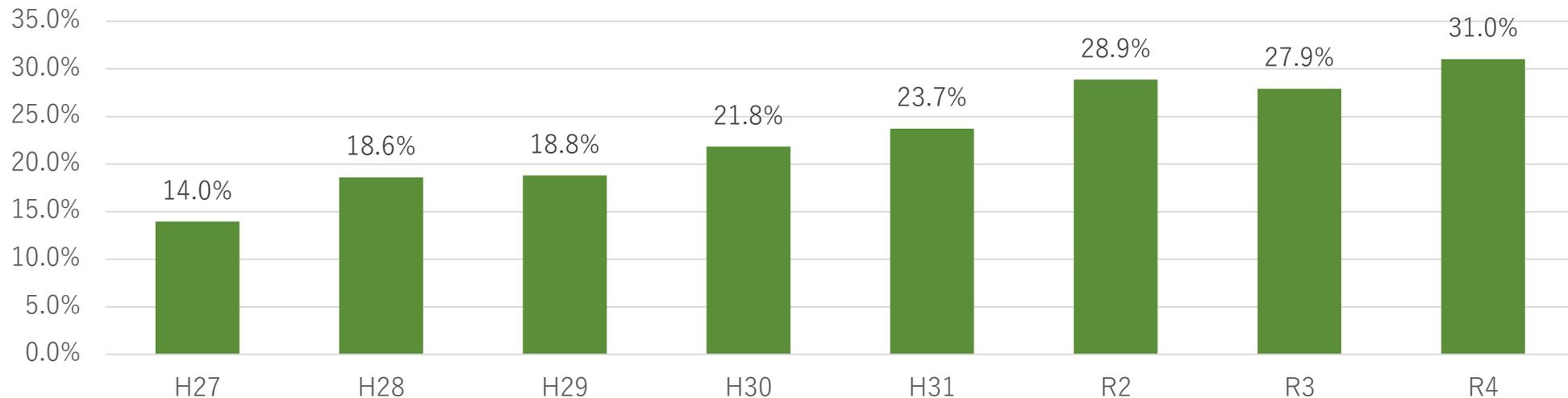
3 質の高い幼児期の教育の実践及び発信

- (ア) 幼児教育に関する調査研究の推進及び公私幼保等への成果の発信
- (イ) 長年培ってきた幼稚園教育要領に則った教育の実践及び公開保育の実施・公私幼保合同研修の充実
- (ウ) 適正規模（複数クラス・人数）での保育の提供及び3歳児保育の実施

1 幼児期における特別支援教育の充実

①特別支援教育にかかる配慮を要する児童の入園受け入れ

特別支援教育にかかる配慮を要する児童の在籍児に占める割合



上記の占める割合は、特別支援教育にかかる配慮を要すると認められる児童の4/1時点の数を学校基本調査(5/1時点)の在籍児数で除したもの

※なお、就学前における集団保育の機会として、市立療育センター（まるやま、ひまわり、のぼら学園）からの移行（転園）も、毎年一定数受けている

※また、別の観点として、就学前幼児全員への教育機会の確保から、市立小学校と連携し、小学校就学直前に未就園の状況にある幼児を、一定期間市立幼稚園で受け入れている

②通級指導教室の設置

きこえとことばの教室(言語障害・難聴・自閉症・LD・ADHD) 8か所

そだちとこころの教室(情緒障害・自閉症・LD・ADHD) 6か所

- ・ 専門性を活用して幼児期からの相談指導を充実させるため、言語聴覚士(ST)や作業療法士(OT)を配置
- ・ R4.5.1時点で公・私立幼稚園225名の幼児が利用

③インクルーシブ教育推進相談員の配置

障がいのある幼児が在籍する公・私立幼稚園に、適切な支援体制の構築や小学校へのスムーズな移行に関する助言を実施

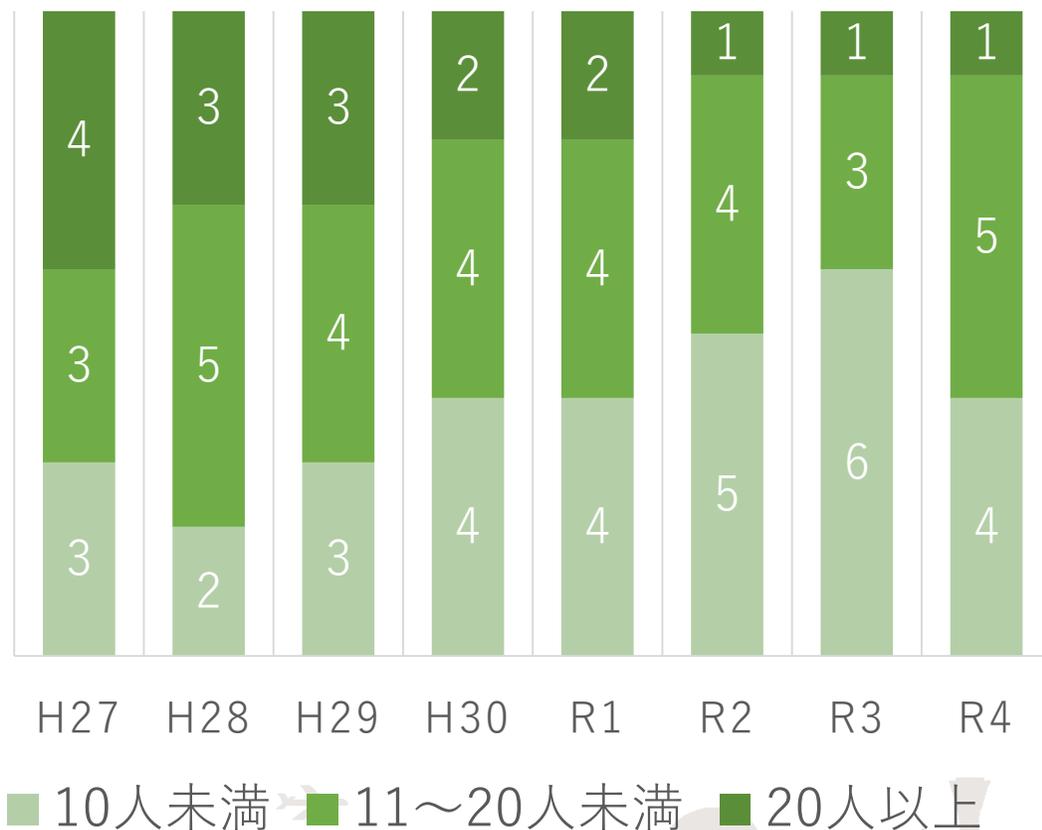
- ・ 令和4年度8名を配置（昨年度から3名拡充）

④幼稚園新規採用教員研修の実施

特別支援教育にかかる新規採用研修について私立幼稚園等に公開して実施

2 西北神等（私立幼稚園では経営の成り立たない地域）での就園の確保

前回の再編方針における 「西北神等の10園」の園児数推移



「子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方」より抜粋

西北神等の市立幼稚園のうち、市街化調整区域にあり小学校に併設されている下記の10園については、園児数が減少している園もありますが、私立幼稚園による就園機会が市街地ほど確保できないことから、当面の間、存続します。

本来、少人数の保育は集団教育を基本とする幼児教育においては望ましいものではありませんが、一方で、地域・まちづくりの観点からは、子供を産み育てるための施設の確保も必要となることから、今後、地域毎の状況をさまざまな角度から検証し、より良い教育の場が提供できるようあり方を検討していきます。

<西北神等の10園>

灘区：六甲山

北区：山田・道場・八多・大沢・淡河好徳

西区：太山寺・櫛谷・平野・神出

(当該園〔北区〕及び 周辺に立地する1号枠設定園①)

- 赤囲み … 前回の再編方針における10園
- 紫 … 私立幼保連携型認定こども園
- 橙 … 私立幼稚園・幼稚園型認定こども園



(当該園〔北区〕及び 周辺に立地する1号枠設定園②)



(当該園〔西区〕及び 周辺に立地する1号枠設定園)

- 赤囲み … 前回の再編方針における10園
- 紫 … 私立幼保連携型認定こども園
- 橙 … 私立幼稚園・幼稚園型認定こども園



3 質の高い幼児期の教育の実践及び発信

①幼児教育に関する調査研究の推進・成果の発信

○文部科学省主催「幼児教育の理解・発展推進事業」

- ・実践発表、研究協議
- ・市内教育・保育施設の教員・保育士対象の研修会運営・指導助言を主体的に実施

→成果を県でまとめ、文科省の中央協議会に報告

また、中央協議会の結果を、市内には研修会を開催してフィードバック

* 幼稚園教育要領の改訂等においても、文科省説明に基づき市内で研修会を実施

* H29年には、時事通信社が実施する教育奨励賞で優秀賞・文部科学大臣奨励賞に市立御影幼稚園が選出

→研究内容を、公開保育や研究発表で市内の幼稚園等に発信

②教育実践及び公開保育の実施、公私幼保が合同した研修の充実

○保育公開・実践研究発表・グループ協議など

- ・指定した市立幼稚園で計画的に実践研究を進めた上で、その取り組みを、市内教育・保育施設の教員・保育士等に公開
→研究内容をまとめ、市内幼児教育・保育施設に共有（H29・R3）

○指導資料の共有

例：「育ちと学びをつなぐ神戸のアプローチカリキュラム」（H28）

私立幼稚園・保育園の協力も得て市立幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士を中心に、5歳児後半の教育上の指針や事例をまとめ市内幼児教育・保育施設に共有

○公私幼保での合同した研修

- ・市内教育・保育施設の教員・保育士が、学識経験者の講演を受講し各自が持ち寄った指導案等をもとにグループで協議

(その他、主な市全体の幼児教育推進に向けた取組)

○幼小接続のための連携の推進

- ・ 指定した小学校とその周辺で協力いただける園とで取り組み
- ・ 幼保と小で、①相互の教育内容・指導法の共通理解、②接続期カリキュラム作成を推進
- ・ 校種間の児童・教職員の交流や研究発表を実施

○幼児教育の研鑽（つばめセミナー）

- ・ 市内教育・保育施設の教員・保育士が参加する幼児教育に関する学識経験者等のセミナーを実施

○区別での公・私立幼稚園の合同研修

- ・ 行政区ごとにテーマを設定した公・私立幼稚園の研修会を実施

○幼児教育の実技研修

- ・ 保育の充実をはかるため、保育で用いる手袋人形等の制作や活用を研修

③適正規模での保育の提供及び 3 歳児保育の実施

○複数クラスある学年のある園の数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
複数クラスある 学年のある園の数	17	17	12	11	11	11	8	7
園の総数 (休園を含む)	45	41	41	39	36	33	32	32

○3 年保育の実施（32園中 9 園）

平成23年度～ 港島、長尾、岩岡

平成30年度～ 御影、淡河好徳、名谷きぼうの丘

令和元年度～ 神戸、兵庫くすのき、玉津第二

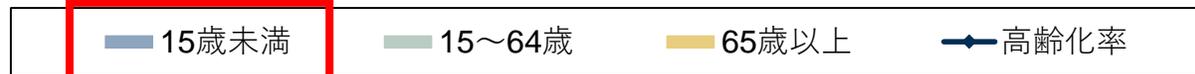
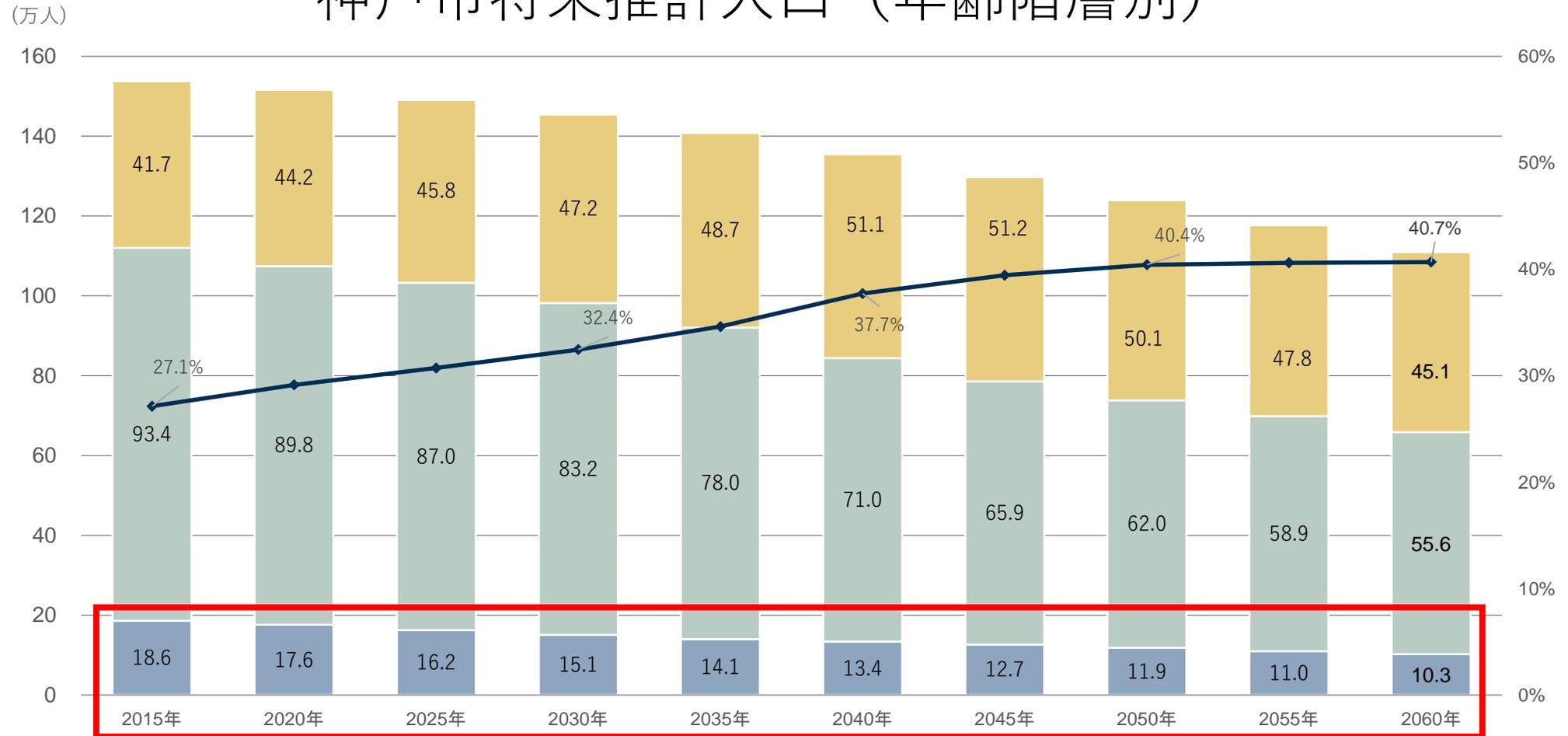


議題 2 今後のあり方検討における視点について



1 少子化の進行

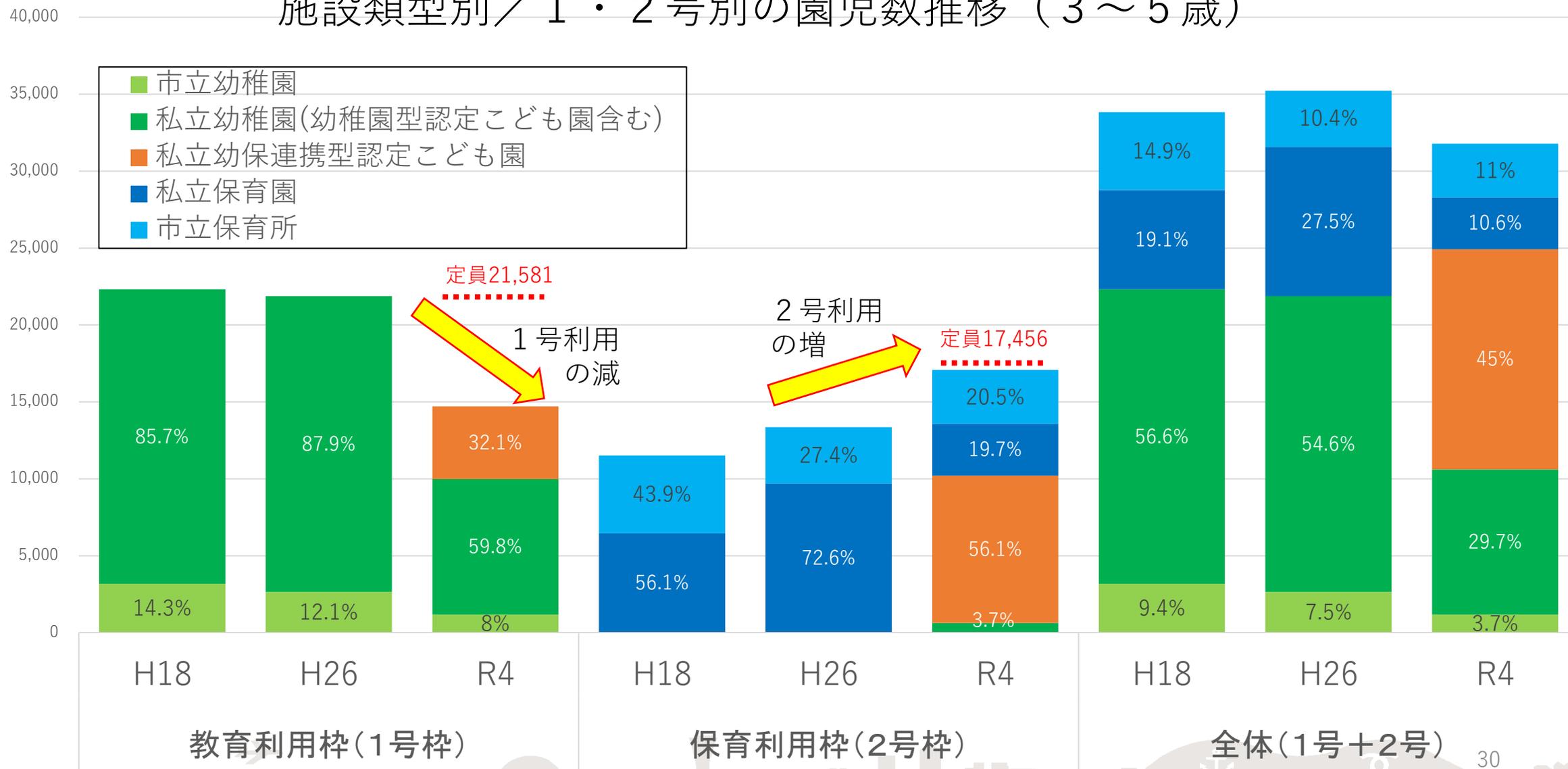
神戸市将来推計人口（年齢階層別）



資料「神戸人口ビジョン(改定版)」より

2 保育ニーズ・認定こども園の増加

施設類型別／1・2号別の園児数推移（3～5歳）



3 施設類型を問わない幼児教育の質の保障

幼児教育の質保障 (幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 (第1回) 配付資料より)

- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）

第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。
 - ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。



- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、**幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。**



- なお、小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導において、**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが求められている。**

※なお、令和5年4月設置のこども家庭庁では、施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育内容の基準について、文部科学省との共同告示とするとされたところ

4 特別な教育的支援を必要とする 幼児の教育機会の確保

○認定こども園
○幼稚園
○保育所
で特別支援教育や障害児保育を実施

児童発達支援の増加
+
インクルージョンの推進
⇒併行通園・移行の増

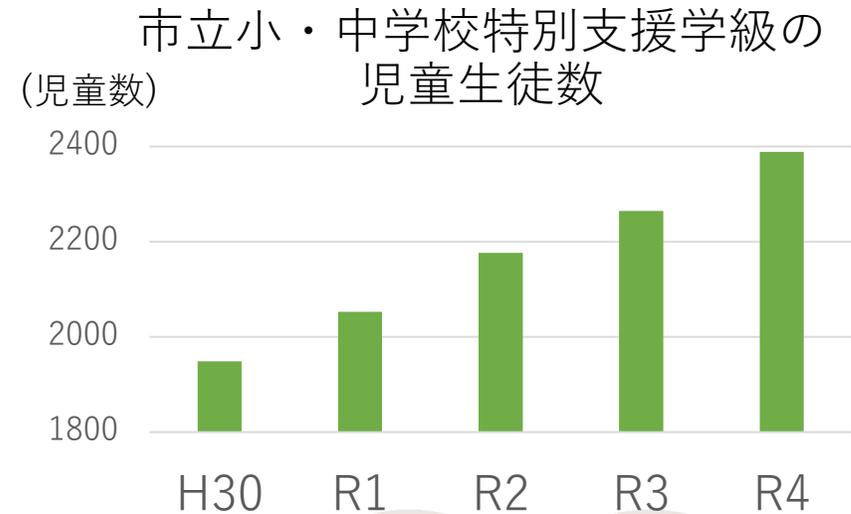
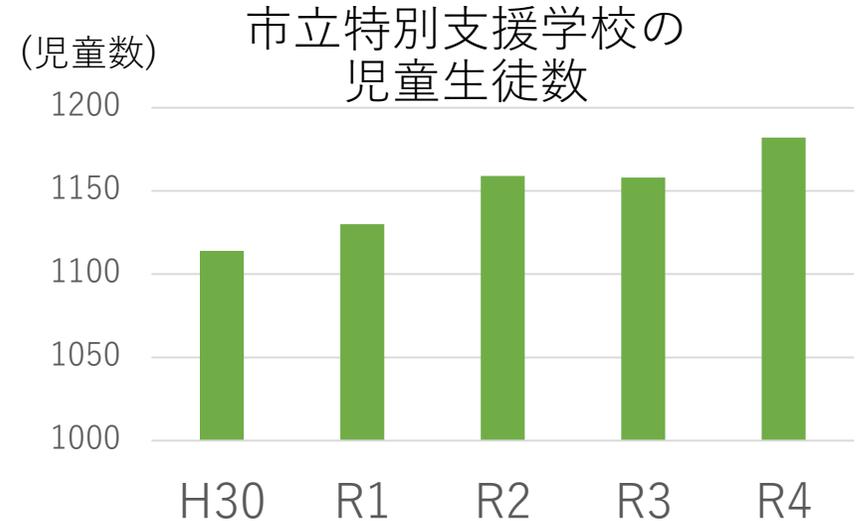
併行通園
あり

4～5歳
中心に
移行あり

児童発達支援の利用
○児童発達支援センター
○児童発達支援事業所

年度	R1実績	R2実績	R3見込	R4見込	R5見込
児童発達支援 利用児童数(人/月)	1,365	1,434	1,513	1,656	1,793

就学後における特別な教育的支援を
必要とする児童の増加



5 子どもの生活実態を踏まえた 教育の機会確保と子育て支援の重要性

等価世帯収入が、その中央値(325万円)以上を「収入水準①」、中央値の50%(162.5万円)以上中央値未満を「収入水準②」、中央値の50%未満を「収入水準③」としたとき、小学5年生(児童)のいる世帯で以下のとおり

等価世帯収入 (の水準)	全体に 占める割合	暮らし向きが「大変苦しい」(主観) 〔保護者調査票〕 (大変ゆとりがある・ゆとりがある・ふつう・苦しい・大変苦しいの5項目から選択)	精神状態が「うつ・不安障害相当※」 〔保護者調査票〕 ※「K6」と呼ばれる指標を把握するための6つの設問に対する回答を点数化し、24点中13点以上を「うつ・不安障害相当」に該当するとしている
収入水準①	55.2%	0.4%	5.6%
収入水準②	34.0%	3.2%	11.3%
収入水準③	10.8%	15.3%	23.1%

「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」結果概要より



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of Design
KOBE 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008

